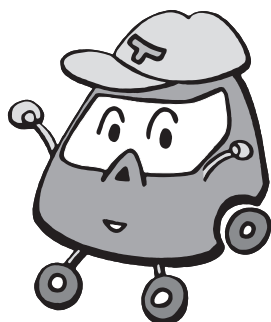


兵ト協ニュース

2013.5 No.322
.....



播磨中央公園バラ園(加東市)



もくじ

○ 行政からのお知らせ	
（国土交通）トラック産業に係る安全対策、市場構造の健全化に向けて、対策を進めます	1
（総 務）「不法無線局対策強化期間」のお知らせ	4
（兵庫県）光化学スモッグ広報等発令時における自動車の運行自粛について	5
（全ト協）平成25年度輸送秩序確立運動	6
○ 自動車事故対策機構 兵庫支所からのお知らせ	
運行管理者基礎講習（前期）の開催案内について	7
平成25年度 運行管理者等一般講習 開催のご案内	8
○ 神戸市消防局からのお知らせ	
危険物安全週間が実施されます	10
○ 近畿総合通信局からのお知らせ	
信書便制度説明会開催のご案内（無料）	11
○ 事務局からのお知らせ	
「優良自動車運送事業者表彰」について	13
運輸安全マネジメント研修会のご案内	23
平成25年度 ドライバー等安全教育訓練促進助成制度について	25
平成25年度安全装置等導入促進助成事業実施要領	26
平成25年度「融資及び助成制度のご案内」について	27
県下の小学新一年生への「交通安全啓発下敷き」贈呈式を行いました	28
○ 陸災防のページ	
はい作業主任者技能講習会のお知らせ	29
○ 会員だより	34
兵ト協ニュース表紙写真募集について	35
○ 協会日誌	36



行政からのお知らせ



国土交通

平成25年 3 月29日

自 動 車 局

トラック産業に係る安全対策、市場構造の健全化に向けて、対策を進めます

国土交通省においては、トラック産業に係る適切な経済的・社会的環境を創出すること等を目的に、「トラック産業の将来ビジョンに関する検討会」を設け検討を進めております。

昨年12月の検討会において、トラック産業に係る安全対策の徹底、市場構造の健全化等に向けて、「5両未満の保有車両で事業を運営する者への運行管理者選任の義務付け」及び「適正化事業実施機関の事業者への指導業務の実効性の確保」等の必要性が提言されたことを受け、国土交通省において、この度、以下のとおり省令改正及び通達の発出を行うこととなりました。

なお、この他に検討会で提言されている「参入基準の強化」、「取引の書面化」等の対策についても、具体の措置を鋭意検討中であり、結論を得次第、順次実施していく予定です。

(1) 5両未満の保有車両で事業を運営する者への運行管理者選任の義務付け（別添1）

○概要

貨物自動車運送事業輸送安全規則を改正し、特殊な輸送等の場合を除き、全てのトラック事業者の営業所において、運行管理者を選任することを義務付けることとしました。

○スケジュール

公布：平成25年 3 月29日

施行：平成25年 5 月 1 日

(2) 適正化事業実施機関からの悪質性の高い営業所に係る国への速報等の設定（別添2）

○概要

貨物自動車運送事業法に基づく適正化事業実施機関（都道府県トラック協会）が行うトラック事業者に対する巡回指導において、事業者の改善の徹底を図り、指導業務の実効性を確保するため、点呼を全く実施していないと疑われる営業所等が認められた場合は、速やかに国土交通省に通報する措置等を行うよう、適正化事業実施機関等に対して通達を発出することとしました。国土交通省は、この通報内容を監査等に積極的に活用して参ります。

○スケジュール

発出：平成25年 3 月29日

施行：平成25年10月 1 日

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局貨物課

TEL : 03-5253-8111

TEL (直通) : 03-5253-8575

FAX : 03-5253-1637

(1)について 是則、原 (内線 41-323)

(2)について 菅原、遠藤 (健) (内線 41-353)

平成25年 3 月29日

自 動 車 局

5両未満の保有車両で事業を運営する者への運行管理者選任の義務付けについて (貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令について)

これまで、事業者の保有車両が5両未満である場合については、運行管理者の選任が義務付けられておりませんでした。このような規模の事業者に対する重点監査の結果、多数の法令違反が確認され、安全対策の徹底を図ることとしました。

1 概要

- (1) 全ての営業所に対する運行管理者1名以上の選任の義務付け（貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項関係）

全ての営業所に運行管理者を1名以上選任することを義務付ける。

ただし、5両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるもの（専ら霊きゅう自動車の運行を管理する営業所、専ら一般廃棄物の収集のために使用される自動車等の運行を管理する営業所、一般的に需要の少ないと認められる島しょに存する営業所等を想定。）については、運行管理者の選任を義務付けないものとする。

- (2) 経過措置

この省令の公布の際、現に5両割れ事業者であった者については、平成26年4月30日までの間は、営業所ごとの保有車両台数が5両未満であっても運行管理者の選任を義務付けないものとする。

2 スケジュール

公布：平成25年 3 月29日

施行：平成25年 5 月 1 日

平成25年 3 月29日

自 動 車 局

適正化事業実施機関からの悪質性の高い営業所に係る国への速報等の設定について

（自動車局安全政策課長、貨物課長、整備課長通達の発出）

貨物自動車運送事業法に基づく適正化事業実施機関（都道府県トラック協会）は適正化事業の一環として、トラック事業者に対する巡回指導、改善指導等に取り組んでいます。

この度、巡回指導において、事業者の改善の徹底を図り、指導業務の実効性を確保するため、点呼を全く実施していないと疑われる営業所等であった場合の速報をはじめ、指導時において発見された不適切な業務についての国土交通省への報告、連携等の仕組みを整備し実施することとしました。

国土交通省は、適正化事業実施機関と連携を強化し、監査への活用等、適切な事後チェックを推進します。

1 概要

(1) 速報事案の設定

以下に該当する営業所については、適正化事業実施機関は運輸支局に速報する。

- ・点呼を全く実施していないと疑われる営業所
- ・運行管理者又は整備管理者が全く存在していないと疑われる営業所
- ・定期点検（3月点検・12月点検）を全く実施していないと疑われる営業所

(2) 定期報告事案の整理

以下に該当する営業所については、適正化事業実施機関は運輸支局に定期的（おおむね1ヶ月ごと）に報告する。

- ・巡回指導における評価が「大変悪い」（E評価）営業所で、指導に対し、3ヶ月以内に改善措置を講じないもの
- ・巡回指導を拒否する営業所
- ・社会保険・労働保険に加入していない（一部未加入を含む。）営業所

(3) 定例会議の設置と相談体制の強化

以下に該当する営業所については、運輸支局と適正化事業実施機関において設置する定例会議において、個別に相談する。

- ・悪質であるが構成要件該当性の判断が困難な違反が疑われる営業所（違法性が明白な場合は即時に相談）
- ・記録簿の改ざんが疑われる営業所（改ざん行為が明白な場合は即時に相談）
- ・巡回指導における評価が「悪い」（D評価）営業所で、指導に対し、3ヶ月以内に改善措置を講じないもの

2 スケジュール

発出：平成25年 3 月29日

施行：平成25年10月 1 日

「不法無線局対策強化期間」のお知らせ ～不法無線局は法律で罰せられます～

総務省 近畿総合通信局

総務省では、皆様がいつも快適に電波を利用できるよう、電波利用環境保護の周知啓発活動を行うとともに、不法無線局への対策に取り組んでいます。

特に、この6月1日から6月30日までを「不法無線局対策強化期間」として設定し、警察や海上保安庁の協力を得て不法無線局の取締りを重点的に実施しています。

不法市民ラジオ・不法パーソナル無線・不法アマチュア無線などを使用すると、電波法により処罰の対象となります。

これらの機器から出される不法電波は、消防・救急・鉄道・防災などに使用する無線や携帯電話などの国民生活の安心安全を支える重要な無線通信に妨害を与え、社会生活に支障をきたすことがあります。

電波は、ルールを守って正しく使いましょう！

総務省 近畿総合通信局
<http://www.soumu.go.jp/kinki/>

私は守ります。 電波のルール

1時間毎に
不法無線局が出現!
不法無線局の出現状況
8903局
不法無線局から出される電波(不法電波)は、
消防、救急、警察や鉄道、航空機など人命に
関わる重要な無線通信を妨害して、
私たちの生活を脅かします。

**守ろう!
電波の
ルール!**

- ① 無線機の使用には技適マーク㊦の確認を!
- ② 電波の利用には、原則、免許が必要!
- ③ 外国規格の無線機は国内では使用できません。

詳しくは、総務省電波利用ホームページへ <http://www.tele.soumu.go.jp/> **電波利用** **検索**

兵庫県

光化学スモッグ広報等発令時における自動車の運行自粛について

兵庫県から光化学スモッグが発生するおそれのある4月22日から10月18日までを特別監視期間として広報等の発令を行うこととしております。

つきましては、光化学スモッグが発令された場合、広報発令地域の自動車については、発令時の運行自粛等を効果的に実施され、酸化物排出量の削減にご協力をお願いします。

記

1. 光化学スモッグ広報等発令対象地域

神戸市（東部・西部・垂水・北部）、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、高砂市、川西市、三田市、丹波市、たつの市、播磨町、稲美町、太子町（22市町）

2. 光化学スモッグ広報等の種類

【種類】	【発令基準】
光化学スモッグ予報	測定局のオキシダント濃度が、気象条件等から注意報の発令基準に達するおそれがあると判断されるとき
光化学スモッグ注意報	測定局のオキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上になり、気象条件等からみて、その濃度が継続すると認められるとき
光化学スモッグ警報	測定局のオキシダント濃度の1時間値が0.24ppm以上になり、気象条件等からみて、その濃度が継続すると認められるとき
光化学スモッグ重大警報	測定局のオキシダント濃度の1時間値が0.40ppm以上になり、気象条件等からみて、その濃度が継続すると認められるとき

3. 広報等発令の周知方法

- (1) テレビ、ラジオによるスポット放送
- (2) 市、町の広報車による巡回放送
- (3) 兵庫の環境ホームページ（URL：<http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/>）に掲示
- (4) 交通情報掲示板に掲示 等

平成25年度

輸送秩序確立運動

平成25年4月1日～平成26年3月31日(1年間)

- 1 社会保険等の適正加入を推進する
- 2 適正運賃収受等について荷主企業へ理解を求める
- 3 原価意識の向上やコスト管理の徹底を推進する
- 4 荷主企業とのパートナーシップの確立を図る
- 5 運送契約に係る書面化を推進する
- 6 輸送秩序を阻害する行為を排除する



公益社団法人

全日本トラック協会・都道府県トラック協会

自動車事故対策機構 兵庫支所 からのお知らせ

運行管理者基礎講習（前期）の開催案内について

自動車運送事業者 各位

独立行政法人自動車事故対策機構 兵庫支所

平素は当機構の業務運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当機構では今後運行管理業務に携わっていかうとされる方々を対象に輸送の安全確保に向けた運行管理の適正な業務遂行を図っていただくための基礎講習を開催しております。

つきましては、基礎講習の日程等を下記のとおりご案内させていただきます。

記

1. 開催日程

回	業態	開催年月日	定員	会場
第2回	貨物	平成25年7月3日(水)～5日(金)	220	兵庫県立姫路労働会館
第3回	貨物	平成25年7月17日(水)～19日(金)	220	神戸海洋博物館
第4回	貨物	平成25年8月7日(水)～9日(金)	220	神戸海洋博物館

注意※3日間連続での受講となります。

2. 申込方法

- ・独立行政法人自動車事故対策機構ホームページ（NASVAホームページ）

<http://www.nasva.go.jp/>

より、指導講習予約システム（ページ中程「講習の予約はこちら」より）にアクセスして予約してください。予約には、Eメールアドレスが必要になります。

また、運行管理者国家試験の受験を希望される方は、別途「運行管理者試験センター試験事務センター」へ受験申請手続きが必要になりますのでご注意ください。

講習当日は以下の書類をご持参下さい。

- ① 予約確認書（予約後に印刷してご持参ください）
- ② 顔写真1枚（縦3cm×横2.4cm裏に氏名記入）指導講習手帳がある方は不要

3. お問い合わせ先

〒650-0024

神戸市中央区海岸通2-3-10 萬利ビル2階

独立行政法人自動車事故対策機構 兵庫支所 指導講習担当者 行

TEL 078 (331) 6890

4. 受講料

1人8,500円（消費税含む）（協会員については協会による助成があります。）

5. 国家試験に関するお問い合わせ先

運行管理者試験センター試験事務センター

TEL 04 (7170) 7077

平成25年度 運行管理者等一般講習 開催のご案内

事業者各位

独立行政法人

自動車事故対策機構 兵庫支所

平成25年度の運行管理者等一般講習を、下記の要領により開催致しますので、受講対象者に該当される方は、受講していただくよう宜しくお願いいたします。

記

〈受講対象者〉

①運輸支局及び陸運部に選任の届出を提出している運行管理者の方で、今年度の受講が必要な方。

【基本2年に1度の受講が義務付けられています。】

②その他、受講を希望される方。(運行管理者以外の方でも受講できます)

〈開催日〉

港湾 8/27 貨物	港湾 8/29 貨物	トラック 9/18 貨物	トラック 9/19 貨物	トラック 9/20 貨物	養父 10/2 全業態
養父 10/3 全業態	姫路 10/16 貨物	姫路 10/18 貨物	トラック 10/29 貨物	トラック 10/30 貨物	トラック 10/31 貨物
姫路 11/13 貨物	姫路 11/15 貨物	港湾 2/4 貨物	港湾 2/6 貨物	港湾 2/7 貨物	

〈開催会場等〉

港湾：神戸中央港湾労働者福祉センター (定員140名)

トラック：兵庫県トラック総合会館 (定員150名)

姫路：兵庫県立姫路労働会館 (定員150名)

養父：兵庫県立但馬長寿の郷 (郷ホール) (定員100名)

※ 神戸中央港湾労働者福祉センターには駐車場がございませんので、公共交通機関等をご利用下さい。姫路労働会館には十数台しかございません。

〈受講の予約方法等〉

独立行政法人自動車事故対策機構ホームページ (NASVAホームページ)

<http://www.nasva.go.jp/>

より、指導講習予約システム (ページ中程「講習の予約はこちら」よりリンク) にアクセスして予約してください。

予約には、Eメールアドレスが必要になります。

予約受付開始日 講習開催日の三ヶ月前

〈講習時間・受講料〉

受付時間：9時05分～9時50分 講習時間：9時50分～16時00分

受講料：1人3,000円（消費税含む）（協会員については協会による助成があります。）

講習当日は以下の書類をご持参下さい。

- ① 予約確認書（予約後に印刷してご持参ください）
- ② 指導講習手帳〈お持ちでない方は、顔写真1枚（縦3cm×横2.4cm裏に氏名記入）〉

〈問合せ先〉

〒650-0024 神戸市中央区海岸通2丁目3-10（萬利ビル2階）

独立行政法人自動車事故対策機構 兵庫支所 TEL 078-331-6890

※ 年度の最終となる講習日（2月開催の講習）には駆け込み予約が集中していますので、なるべく早い時期に受講していただくようお願いします。



**!! 国道43号・阪神高速3号神戸線から
5号湾岸線へ迂回をお願いします!!**

神戸市消防局からのお知らせ

神戸市消防局長

嶋 秀 穂

本年も全国一斉に危険物安全週間が実施されることとなりました。

当市におきましても、危険物災害をなくすため、6月2日(日)から6月8日(土)までの1週間「危険物安全週間」を展開いたします。

つきましては、本運動の趣旨を御理解いただき、当運動への協賛と御支援をお願い申し上げます。

事業所の皆様へのお願い

1 広報宣伝

- 立看板・ポスター等を事業所の出入口など見やすい場所に掲出してください。
- 始業時等を利用して、従業員に対し週間の広報と危険物の安全管理の意識の高揚に努めてください。

2 自主点検の実施

- 危険物施設等について、自主点検又は定期点検を実施してください。
- 危険物の貯蔵・取扱い方法についても、点検してください。
- 定期点検の実施記録を整備・保存してください。

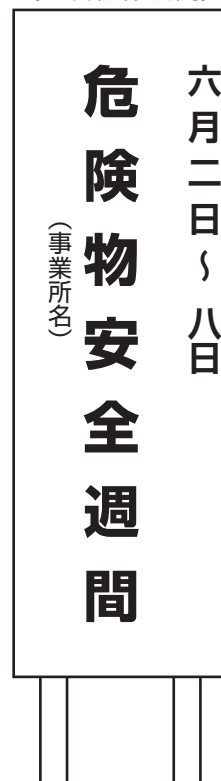
3 研修会等の開催と参加

- 社内研修会等を開催し、安全に関する教育をしてください。
- 消防署の行う研修会には危険物取扱者等を積極的に出席させてください。

4 消防訓練の実施

- 危険物施設等の火災又は危険物の流出等を想定した消火・通報・避難訓練を実施してください。
- 訓練の実施にあたり、危険物施設の危険性、事故事例、過去の訓練の教訓を考慮して、より具体的な内容の訓練を計画してください。
- 訓練を実施する場合は、前もって所轄消防署へ届け出てください。

(立看板作成例)



近畿総合通信局からのお知らせ

信書便制度説明会開催のご案内（無料）

通信手段の一つである信書の送達の事業は、平成15年4月に信書便法が施行され、郵便事業とは別の信書便事業として制度化され、民間事業者の信書便事業への参入が進んでいます。

信書便制度とはどのようなものか、また信書便事業の現状や信書便の利用状況及び信書便事業許可の申請手続の概要等について、説明会を明石市で開催しますので万障お繰り合わせの上、ご参加ください。

1 日時及び場所

対象：参加希望者

日時：平成25年6月12日（水）午後1時30分から

場所：明石市立文化博物館 大会議室

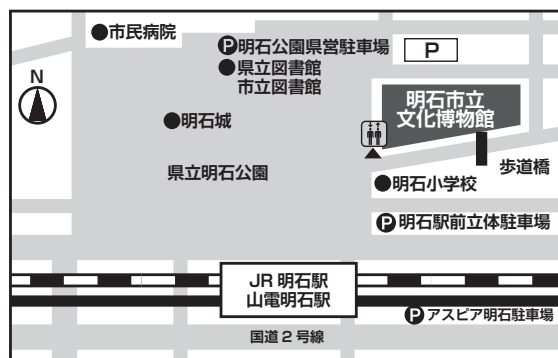
（兵庫県明石市上ノ丸2丁目13番1号）

※駐車場に限りがありますので、来られる際には、極力「公共交通機関」のご利用をお願いいたします。

※また、駐車場は有料です。駐車される方は、必ず受付で、入・出時間の刻印をお受けください。

2 主な説明内容

- ・ 信書について
- ・ 信書便制度の概要
- ・ 特定信書便事業の許可申請手続



3 参加申込み

平成25年6月3日（月）までに、別紙の「説明会参加申込書」に必要事項を記入の上、ファクシミリ（06-6942-1849）にてお申込みください。なお、会場の都合上、定員（80名）になり次第締め切りとさせていただきます。

※個人情報については、今回の説明会参加に関する手続きのみに使用し、第三者に開示・提供・預託は行いません。

本件連絡先 近畿総合通信局 信書便監理室 弓指 山田
電話 06 (6942) 8596

信書便事業説明会参加申込書（兼FAX送信票）

近畿総合通信局 信書便監理官室 あて
(FAX：06-6942-1849)

★ 該当する番号に○をご記入ください。

- 1 ①説明会は初めて ②以前参加したことがある。
- 2 ①信書便事業に参入したい。 ②信書便事業への参入を検討中。
- ③全般的に興味がある。

★ 枠内に必要事項をご記入ください。

団 体 名 ・ 事 業 者 名	
ご 住 所	〒 _____
ご 出 席 者	(ふりがな) お 名 前
	所属・役職
	ご連絡先 (電話) _____ (FAX) _____
	ご出席者(上記の方含め) 計 _____ 名様

準備の都合上、平成25年6月3日(月)までに、お申し込みください。
(会場の都合上、定員(80名)になり次第締め切りとさせていただきます。)

事務局からのお知らせ

平成25年 5 月 1 日

会 員 各 位

(社) 兵庫県トラック協会
会 長 福 永 征 秀

「優良自動車運送事業者表彰」について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近畿運輸局では良質な運送サービスの提供、安全対策、環境対策、福祉対策、地域活動等に積極的に取り組み社会貢献等、優良な事業活動を展開されている運送事業者に対して「優良自動車運送事業者表彰」を実施しています。

つきましては、下記表彰基準を満たす会員におかれましては、別紙申請書《様式2》宣誓書（コピーのうえ記載して下さい。）に必要書類を添付のうえ、平成25年 5 月 31 日（金）まで当協会総務部あて郵送又は持参いただきますよう、お願い申し上げます。

近運達甲第1号

平成13年 5 月21日

近 畿 運 輸 局 長

優良自動車運送事業者表彰内規

改正	平成15年 6 月16日	近運達甲第9号
改正	平成17年 5 月19日	近運達甲第8号
改正	平成19年 3 月27日	近運達甲第40号
改正	平成21年 1 月16日	近運達甲第33号
改正	平成23年 5 月10日	近運達甲第3号

第1条 近畿運輸局管内（兵庫陸運部含む。以下同じ）優良自動車運送事業者の表彰については、近畿運輸局表彰規程によるほか、この内規による。

第2条 この表彰は、法令を遵守し、良質な運送サービスを提供するとともに、安全・サービス対策、環境対策、福祉対策、地域活動等へ積極的に取り組んで、社会的貢献を果たしている自動車運送事業者に対し一定の評価を行うとともに、他の事業者にも同様の努力を喚起することを目的とする。

第3条 この内規は、近畿運輸局管内において、道路運送法及び貨物自動車運送事業法に基づく許可又は認可を受けて事業を営んでいる者であって、優良自動車運送事業者表彰を受けようとする者に対して適用する。

第4条 表彰は、次条の基準の各項に適合する事業者に対し、別紙様式1による表彰状を授与して行う。

第5条 近畿運輸局長表彰の審査基準は、次の各項による。

1. 許可又は認可を受けてから3年以上事業を継続している事業者であること。
2. 公示基準に定める車両数を保有していること。
3. 第一当事者として、自動車事故報告規則第2条(1)、(2)及び(3)に該当する事故を1年間惹起していないこと。
4. 基準日前1年以内に車両停止以上の行政処分を受けていないこと（行政処分の原因となる事実が確認された場合を含む。）。
5. 道路運送法のみならず関係法令等（本省通達により示された指針等を含む。）の遵守に努め、適正な事業運営を行っていること。
6. 安全マネジメントの実施に伴い、安全管理規程義務付け対象となる事業者においては、安全管理規程の設定、安全統括管理者の選任がされ、近畿運輸局等に届出（変更届出）がなされていること。
その他の事業者においては、安全マネジメントの実施にあたっての指針が策定されていること。
また、外部に対し「輸送の安全にかかわる情報の公表」が毎事業年度経過後100日以内になされていること。
7. 貨物自動車運送事業者にあつては、近畿管内において、貨物自動車運送適正化事業実施機関により、輸送の安全確保に努めていると、評価を受けていること（貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）の認定を受けていること。）。
8. 良質な輸送サービスを提供していること（基準日前1年以内に利用者等からの苦情申告に関し、文書警告以上の処分を受けていないこと。また、事故に関するものについては、申請時まで示談等により問題が解決していると認められること。）。
9. 基準日前1年以内に、別表に掲げる項目のいずれか1項目以上を満たし、社会的貢献を果たしていると認められること。

10. 原則として各団体・協会の推薦を受けたものであること。

第6条 前条の審査の基準日は、表彰を受けようとする年の3月31日とする。

ただし、事業者は、審査基準日以降表彰日までの間においても、審査基準を満たしていなければならないものとする。

第7条 表彰を受けようとする者は、別紙様式2により毎年6月30日までに運輸支局長（兵庫陸運部長）を経由して運輸局長あて申請するものとする。

第8条 表彰式は、原則として10月に行う。

付 則

1. この内規は、平成13年5月21日から施行する。ただし、第5条及び第6条の規定は、平成13年3月31日から適用する。

2. 第5条及び第6条の規定は、平成15年3月31日から適用する。

3. 第5条及び第6条の規定は、平成17年3月31日から適用する。

4. (1)第5条及び第6条の規定は、平成19年3月31日から適用する。

(2)第5条第8項に定める別表＜社会的貢献の項目＞①のただし書きは、平成19年度の表彰にあっては適用しない。

また、⑨の乗合バスのノンステップバスの導入率は、平成19年度の表彰にあっては、従前の基準（25%）とする。

5. 第5条及び第6条の規定は、平成21年3月31日から適用する。

6. (1)第5条及び第6条の規定は、平成23年3月31日から適用する。

(2)第5条第9項に定める別表＜社会的貢献の項目＞⑦の乗合バスのノンステップバスの導入率は、平成23年度の表彰にあっては、従前の基準（30%）とする。



優良自動車運送事業者表彰申請書

平成 年 月 日

近畿運輸局長

殿

氏名又は名称

代 表 者 名

印

住 所

近畿運輸局優良自動車運送事業者表彰内規第 7 条の規定に基づき、下記により平成 24 年度の表彰を受賞いたしたく申請します。

記

1. 事業者の概要

項 目	内 容	★審査欄
事 業 者 名	(ふりがな) 代表取締役氏名	適・否
住 所	(管内に本社がない方は、管内の主たる営業所の住所を記載して下さい。)	適・否
事 業 の 種 類	(該当する事業を○で囲んで下さい。) 一般乗合 ・ 一般貸切 ・ 一般乗用 ・ 一般貨物	適・否
営 業 区 域	(現在営業所を設置しているすべての府県を○で囲んで下さい。) 大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・滋賀県・和歌山県	適・否
免 許 (許 可) 認 可 年 月 日 及 び 番 号 事 業 年 度	(事業の許可取得、または管内営業区域の許可日を記載して下さい。) 昭和 ・ 平成 年 月 日 近運(大陸) 第 号 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	適・否

項 目	内 容	★審査欄
車 両 数	(管内の営業所に配置する車両の総数を記載して下さい。) 台 (うちトレーラー 台)	適・否
重 大 事 故	(第一当事者として、重大事故を一年間惹起していないこと。) 重 大 事 故 無 ・ 有 (事故発生日：)	適・否
行 政 処 分	(基準日前1年以内に車両停止以上の行政処分を受けていないこと。) 行 政 処 分 無 ・ 有 (処分命令日：)	適・否
安全マネジメント	安全管理規程届出 有 (平成 年 月 日) 無 安全管理指針策定 有 ・ 無 ※安全管理規程及び指針については、目次等構成が分かる部分の写し等を添付して下さい。 安全統括管理者届出 有 (平成 年 月 日) 無 輸送の安全にかかわる情報の公表 有 (平成 年 月 日)、 無	適・否
輸 送 サ ー ビ ス	(基準日前1年以内に利用者等からの苦情申告に関し、文書警告以上の処分を受けていないこと。また、事故に関するものについては、申請時まで示談等により問題が決していると認められること。) 苦 情 申 告 無 ・ 有 事故等の示談 無 ・ 有	適・否
G マ ー ク 認 定 (貨物事業者)	※貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク)の認定を受けている営業所名、認定年月日を記載して下さい。 大 阪 (営業所、 年 月 日) 京 都 (営業所、 年 月 日) 兵 庫 (営業所、 年 月 日) 滋 賀 (営業所、 年 月 日) 奈 良 (営業所、 年 月 日) 和歌山 (営業所、 年 月 日)	適・否

2. 社会的貢献（表彰内規別表）に関する事項について

項 目	内 容	★審査欄	
1. 環 境 対 策	・低公害車を導入した。 電気自動車（PHV 車含む） 導入車両数 台 ハイブリッド自動車 導入車両数 台 CNG 自動車 導入車両数 台 適 ・ 否 ・タクシー事業であって、ハイブリッド自動車を導入した。 導入車両数 台 ÷ 全保有車両数 台 = %	適 ・ 否	
	・デジタル式運行記録計を活用したエコドライブ管理システム（EMS）を導入した。 導入車両数 台 ÷ 全保有車両数 台 = % ※補助認定書類あるいは契約書（写）等を添付して下さい。		適 ・ 否
	・CO₂の削減計画を策定し、5年間で5%を超える削減をした。 ※計画や実践については、改正省エネ法に規定する中長期計画書や定期報告書を活用して作成し、添付してください。 ※排出量取引によるCO₂削減の取組の場合は、上記計画書及び報告書と排出量取引に係る算出根拠、グリーン電力証書（写）等を添付してください。		適 ・ 否
	・ISO14001を新規に取得した。 平成 年 月 日 ※認定証（写）を添付して下さい。		適 ・ 否
	・「グリーン経営」を新規に取得した。 平成 年 月 日 ※認定証（写）を添付して下さい。		適 ・ 否
2. 実 証 実 験	・交通に関する実証実験等に参画した。 実験名称： _____ 実施主体： _____ ※内容が分かる資料を添付して下さい。	適 ・ 否	
3. 福 祉 対 策	【乗合バス事業】 ・ノンステップバスを30%以上導入した。 導入車両数 台 ÷ 全保有車両数 台 = % ・車椅子の乗降設備（リフト）を備えるバスを25%以上導入した。 導入車両数 台 ÷ 全保有車両数 台 = % ※パンフレット等を添付して下さい。	適 ・ 否	

項 目	内 容	★審査欄
3. 福 祉 対 策	【貸切バス事業】 ・ 車椅子の乗降設備（リフト）を備えるバスを導入した。 導入車両数 台 ※自動車検査証（写）を添付して下さい。	適・否
	【タクシー事業】 ・ 福祉タクシー（寝台自動車を除く）を導入した。 導入車両数 台 ・ 回転シート車を30%以上導入した。 導入車両数 台 ÷ 全保有車両数 台 = % ※自動車検査証（写）を添付して下さい。	適・否
	・ 交通に関連した福祉活動等への貢献で、表彰（感謝状を含む）を受けた。 受賞年月日： 平成 年 月 日 表 彰 者 名： 表彰の種類： ※表彰状（写）を添付して下さい。	適・否
4. 地 域 活 動 等	・ 交通に関連した地域活動等で貢献をして、表彰（感謝状を含む）を受けた。 受賞年月日： 平成 年 月 日 表 彰 者 名： 表彰の種類： ※表彰状（写）を添付して下さい。	適・否
5. そ の 他	・ 新規サービス、先進的取組等により社会的貢献に寄与した。 具体的内容： ※内容が分かる資料を添付して下さい。	適・否

【記入上の注意】

1. 「★審査欄」は、所属協会等において事業者ヒアリングを実施して、事前審査の結果を記入して下さい。
2. 特に指定する資料以外で、新聞記事等、参考になると思われるものがあれば、添付して下さい。
3. 記載欄が不足する場合は、別葉（書式は問いません）で補足をして下さい。

近畿運輸局長 殿

宣 誓 書

この度、優良自動車運送事業者表彰申請書を提出するにあたり、当社は表彰内規第5条第5項及び第8項に規定されている下記事項に適合していることを宣誓します。

記

1. 良質な輸送サービスを提供していること。
2. 健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険に加入していること。
3. 燃料サーチャージの導入や適正な運賃収受に努める等、公正取引に精励していること。
4. 行政が求める報告書等の提出が確実に実施されていること。

平成 年 月 日

住 所

氏名又は名称

代 表 者 名

⑩

別 表

＜社会的貢献の項目＞

第5条9項の項目については、対象車両又はシステム等を導入することにより、条件に達した年度のみを表彰の対象とし、以下のとおりとする。

- ① 以下に掲げる区分に従い、いずれかの低公害車を規定する台数以上導入していること。

なお、単年度に導入車両数を満たさないときは、複数年度の積算によることができるが、表彰対象年度にも導入していること。（2回目以降の導入車両数も同数とする。）

ア．バス事業者	電気自動車（PHV車含む）、ハイブリッド自動車、 CNG自動車	1台以上
イ．タクシー事業者	電気自動車（PHV車含む） ハイブリッド自動車 導入車両数比率（導入車両数÷保有車数）が10%以上 （2回目以降は、表彰対象年度にも導入し、前回の導入率より10%以上上昇していること。）	1台以上
ウ．トラック事業者	電気自動車（PHV車含む）、ハイブリッド自動車、 大型CNG自動車 CNG車 ただし、CNG車については、導入の結果、低公害車の導入比率が向上する場合に限る。	1台以上 3台以上

- ② デジタル式運行記録計を活用して、省エネ対策や事故防止を図るため、エコドライブ管理システム（EMS）を導入していること。

デジタル式運行記録計の装着は、乗合旅客自動車運送事業者及び貸切旅客自動車運送事業者並びに乗用旅客自動車運送事業者については、導入車両数比率（導入車両数÷保有車数）が50%以上貨物自動車運送事業者については、全車両に装着すること。

なお、単年度に導入車両数を満たさないときは、複数年度の積算によることができるが、表彰対象年度にも導入していること。

- ③ 地球温暖化への取組として、事業用自動車から排出するCO₂を削減するために、近畿管内の全営業所を対象に、CO₂の削減計画を策定し、5年間でエネルギー消費原単位の5%を超える削減していること。

エネルギー消費原単位とは、改正省エネ法に規定するエネルギー消費量÷輸送キロ（輸送トンキロ）とする（2回目以降も同様とする。）。

- ④ ISO14001を新規に取得していること。

- ⑤ 交通エコロジー・モビリティ財団が認証する「グリーン経営」を新規に取得していること。

- ⑥ 福祉対策、安全・環境対策、物流効率化・適正取引、公共交通の確保維持・利便性向上・利用促進に資する事業（交通に関するもの）等であって、国、自治体、公益法人等、大学が行う実証実験等に参加していること（ただし、企画の段階から参加していると認められるものに限る。）。
- ⑦ 以下の区分に従い、福祉対応型車両の導入について、いずれかの要件を満たしていること。
- ア. 乗合バス ノンステップバスの導入率70%以上又は車椅子の乗降設備（リフト）を備えるバスの導入率が25%以上であること（それぞれの要件について、2回目以降は、表彰対象年度にも導入し、前回表彰を受けた年の基準日における導入率より10%以上上昇していること。）。
- イ. 貸切バス 車椅子の乗降設備（リフト）を備えるものであること。
- ウ. 福祉タクシー（寝台自動車を除く）
車椅子又は寝台のまま乗車できるものであって、車椅子専用車、車椅子・寝台兼用車は年度に導入が1台以上、回転シート車については、その導入率が30%以上であること（それぞれの要件について、2回目以降は、表彰対象年度にも導入し、前回表彰を受けた年の基準日における導入率より10%以上、上昇していること。）。
ただし、事業許可を「福祉車両限定」で受けている者を除く。
- ⑧ 交通に関連した福祉活動への貢献に対し、福祉関係施設等から表彰（感謝状を含む。）を受けていること。
- ⑨ 交通に関連した地域活動等への貢献に対し、国、自治体、警察、消防から事業者として表彰（安全運転管理者等の永年勤続的なものを除く）（感謝状を含む。）を受けていること。
- ⑩ その他新規サービス・先進的取組等により社会的貢献が顕著であると認められること。



運輸安全マネジメント研修会のご案内

2012年4月29日に発生した、関越自動車道での高速ツアーバス事故は社会に衝撃を与えました。これを契機に、社会的課題として、改めて事業用自動車の安全運行確保について様々な議論がされ、安全に対する取組が求められています。

トラック輸送の安全性確保については、荷主をはじめ社会全体の関心も高く、トラック運送事業者の社会的責任でもありますことから、事故防止・事故の再発防止に最も有効な仕組みとなっている**運輸安全マネジメント**についても注目される状況となっています。

今般、運輸安全マネジメントの更なる推進を図るため標記研修会を開催することとなりましたのでご案内申し上げます。

今回は、DVD映像（佐川満男、三島ゆり子などが出演）も取り入れた研修内容としております。

なお、参加される方は、別紙申込書をコピーしていただき、開催日7日前までにFAX（078-882-5565）にてお申し込み下さい。

記

〈神戸会場〉

日 時：平成25年6月4日（火）13：30～15：30
場 所：兵庫県トラック総合会館 3階 大会議室
神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
講 師：関交研/TSD運輸安全マネジメント支援センター
主任研究員 奥 篤 氏

〈姫路会場〉

日 時：平成25年6月13日（木）14：00～15：30
場 所：兵庫県トラック協会西部研修センター 2階大会議室
姫路市中地字村東26-1
講 師：関交研/TSD運輸安全マネジメント支援センター
主任研究員 柴垣 恭平 氏

『運輸安全マネジメント研修会』申込書

(社) 兵庫県トラック協会
適正化事業部宛
(FAX 078-882-5565)

※申込み会場に○印を付けて下さい。

◎6月4日(火) 13:30～ 神戸会場 ()

◎6月13日(木) 13:30～ 姫路会場 ()

会 社 名 _____

電 話 番 号 _____

参 加 者 名 _____

支 部 名 _____

平成25年度 ドライバー等安全教育訓練促進助成制度について

標記助成については、全ト協との協調助成で進めておりますが、全ト協分が助成枠に達しましたので、兵ト協の助成のみとなります。

全ト協設定コース（2泊3日）【下記分については既に受講料の助成は締め切りました】

※ 2泊3日ご希望の事業者の方は、兵ト協設定コースの方のご利用をお願いいたします。

種 別	コード	日 程
ドライバー研修 （3日間）	401	7月11日（木）～7月13日（土）
	402	8月1日（木）～8月3日（土）
	403	9月5日（木）～9月7日（土）
	404	9月26日（木）～9月28日（土）
	405	11月28日（木）～11月30日（土）
安全運転管理者 （3日間）	411	6月6日（木）～6月8日（土）
	412	8月22日（木）～8月24日（土）
	413	10月10日（木）～10月12日（土）
	414	11月7日（木）～11月9日（土）

全ト協設定コース（1泊2日）【全ト協分が予算に達しましたので、兵ト協分の20,000円の助成となります】

種 別	コード	日 程（開始日）	受講料	助成額
ドライバー研修 （2日間）	041	5/25, 6/8, 6/22, 6/29, 7/6, 7/20, 8/10, 8/17, 8/24, 9/7, 9/14, 9/28 10/19, 10/26, 11/2, 11/16, 11/23, 12/7, 12/14, 12/21, 1/18, 1/25, 2/8, 2/22, 3/8	普通： 38,535 大型： 42,735	20,000

※ お問い合わせは、兵ト協業務部まで



平成25年度安全装置等導入促進助成事業実施要領

(社) 兵庫県トラック協会

兵庫県トラック協会では、全日本トラック協会と協調し平成25年度(平成25年4月1日以降)に安全装置等を導入された会員に助成金を交付いたします。

対象装置等、詳しくは兵ト協HPをご覧ください。

対象装置：全ト協指定バックモニター

呼気吹き込み式アルコールインターロック(国交省指針適合品)

IT点呼用携帯型アルコール検知器(Gマーク事業所のみ助成)

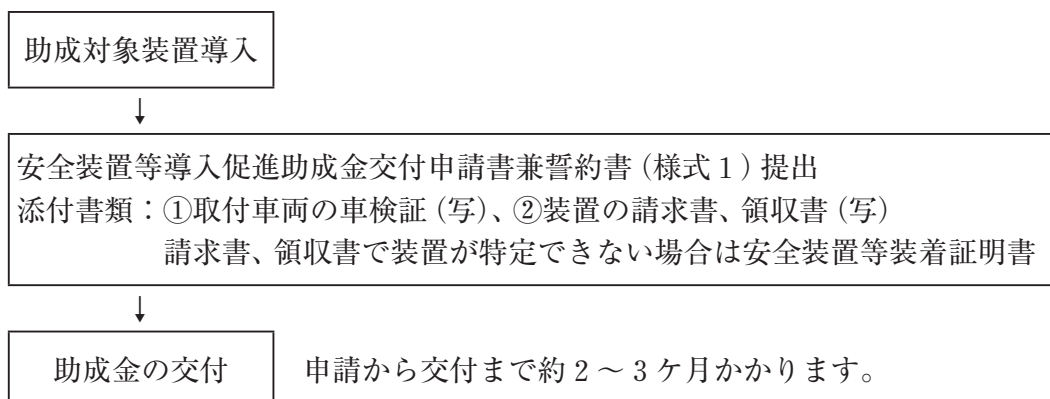
助成額：1台につき20,000円(内訳：兵ト協、全ト協それぞれ1万円)の助成。

(1会員20台を上限)

申請期限：平成26年2月28日(締切前であっても予算に達した場合はその時点で締め切ります。)

※全ト協、兵ト協それぞれの予算額が違いますので一方が予算に達した場合は、片方のみの助成となります。

助成の流れ



※交付申請書、装着証明書は兵ト協業務部にご連絡いただければFAXいたします。また、HPからもダウンロードできます。

平成25年度「融資及び助成制度のご案内」について

兵ト協が実施する各種助成制度について、現在確定している要綱を冊子にまとめ同封しましたのでご活用下さい。

その他については、今後決定次第ホームページで公表し、すべて出そろった時点で、冊子にまとめ第2段として兵ト協ニュースに同封しますのでよろしくお願い致します。

(今回の冊子に掲載した助成)

- 1 第37回近代化（一般）融資、ポスト新長期融資、特別増車融資
- 2 セーフティーネット制度を利用した融資に伴う会員事業者への信用保証料及び利子補給助成金
- 3 エコタイヤ導入促進に係る助成
- 4 『エコドライブ1日研修』受講助成
- 5 環境マネジメントシステム認証取得促進助成
- 6 「中小企業大学校講座」受講促進制度
- 7 ドライバー等安全教育訓練促進助成
- 8 セーフティ&エコドライブ教育訓練促進助成
- 9 安全装置（バックモニター、アルコールインターロック）等導入促進助成
- 10 運行管理者講習・適性診断の助成
- 11 運転経歴証明書申請助成

※ 詳しくは、業務部にお問い合わせ下さい。



ご協力ありがとうございました

交通遺児の募金を寄せられた会員

(平成25年3月29日現在)

H25・3・29

(株)三 陸

2,304 円

交通遺児募金の郵便振替口座

○口 座 番 号

01170-6-54803

○口 座 名

社団法人 兵庫県トラック協会募金係

県下の小学新一年生への「交通安全啓発下敷き」贈呈式を行いました

(社)兵庫県トラック協会では、交通事故防止事業の一環として、県下小学校の新一年生に対して、少しでも交通安全意識を持ってもらうため、昭和55年より絵入りの「交通安全啓発下敷き」を贈呈しております。本年も、県下792校の小学新一年生約50,000名に「下敷き」をお贈りし、贈呈式を下記にて実施しました。

日 時 平成25年4月19日（金）午後2時～（贈呈式）

場 所 尼崎市立明城小学校

※贈呈式終了後、東部支部による、同校6年生を対象にした「トラック交通安全教室」が開催されました。





問い合わせ先

陸運労災防止協会 兵庫県支部
(兵庫県トラック協会内)
電話 078-882-5556

労働安全衛生法に係る技能講習のご案内 〈兵庫労働局登録教習機関〔兵労基安登録第14号〕〉

はい作業主任者技能講習会のお知らせ

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薰蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く）の集団をいいます。

高さが2メートル以上の「はい」作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

1. 講習日時・会場 注：当日は8時45分より受け付けします。

講習日時	1日目	平成25年6月19日(水) 9時～17時(座学講習)
	2日目	平成25年6月20日(木) 9時～18時(座学講習、修了試験)
講習会場	兵庫県トラック総合会館 3階会議室 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 ※受講者の為の駐車場はありません。	

2. 受講料

	受講料	テキスト代	合計
兵ト協会員	6,500円 (内消費税5% 309円)	無料 (陸災防兵庫県支部負担)	6,500円 (内消費税5% 309円)
非会員	6,500円 (内消費税5% 309円)	1,500円 (内消費税5% 71円)	8,000円 (内消費税5% 380円)

3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

※ 受講申込書に実務経験証明書が付随しています。証明者の職氏名(事業場の代表又は責任者の方)の記入及び、押印(丸印)が必要です。(角印は認められません。)

4. 申込要領

- (1) 陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で次の申込先に郵送して下さい。

予約受付 及び 申込書受付期間

平成25年5月14日(火)～平成25年6月13日(木) 必着

ただし、期間にかかわらず定員に達し次第締め切ります。

(定員に空きがあれば、前日まで受付可能ですので、お問合せ下さい。)

- ① 受講申込書 (A4サイズにコピーまたは、切り取ってご使用して下さい)

② 証明写真 2 枚（サイズ縦3.6～4cm、横2.4～3cm）

※ 合格された場合の修了証に使用します。スキャナーで画像処理しプラスチックカードにカラー印字いたしますので、スナップ写真、カラーコピー等画像の不鮮明なものは使用できません。

証明写真 2 枚のうち 1 枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

③ 本籍地を証明できる書類

※ 住民票の写し等（運転免許証に本籍地が記載されている場合は、免許証のコピーでも可）

④ 受講料

納入された受講料は、受講票を発行した以後は、一切返金いたしません。

受講票は、申込後約 1 週間程度で所属事業場宛てに郵送いたします。

（申込先）

〒657-0043 神戸市灘区大石東町 2 丁目 4-27 兵庫県トラック協会内
陸運労災防止協会兵庫県支部
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～16時（12時～13時は除く）。

5. 持 参 品

受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム）

6. 修 了 証

法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には、当日、修了証を交付いたします。

2 日のうち 1 日でも欠席の場合は不合格となります。

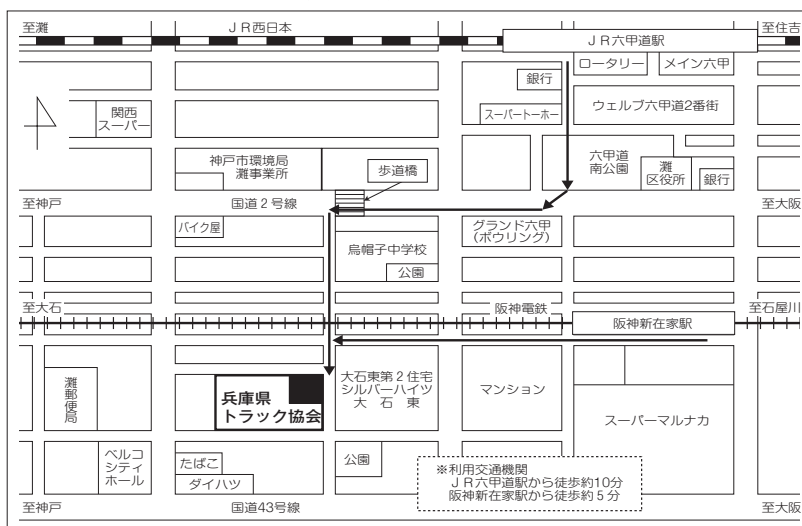
7. 留 意 事 項

修了試験において不合格となった場合、追試験を 1 回のみ受験することができます。

追試験を希望される場合は、受験料 2,100 円（税込）が必要となりますのでご留意下さい。（原則、追試験は、講習会当日の合格発表後、実施します。）

はい作業主任者技能講習会場 兵庫県トラック総合会館

神戸市灘区大石東町 2 丁目 4 番 27 号
TEL (078) 882-5556



はい作業主任者技能講習会

受講申込書

修了証台帳

写真貼付し
て下さい。
縦3.5 c m
横2.5 c m

ふりがな		性別		※
氏名		男・女	修了証 番号	
生年月日	年 月 日生	交付年月日		※
現住所 (修了証に載ります)	〒 電話 (携帯電話)			都道府県 本籍
勤務先	所在地	〒 電話 F A X		
	名称			

証 明 書	
受講者氏名 _____ ㊟	
上記の者は、はい付け又ははいくずしの作業に _____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月まで 3年以上従事した経験を有する者であることを証明します。	
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
事業者名 _____	
事業者 _____ ㊟	
書替・再交付年月日	※ _____ 年 _____ 月 _____ 日

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。
ご記入いただいた個人情報、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。

**陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部
平成25年度 技能講習等 実施計画表**

兵庫労働局長登録教習機関

◆ はい作業主任者技能講習（各回 2日間）

講師氏名 （学科）上野勝司、吉永良一

実施日時				講習科目（時間）	種類	実施場所
第 1 回	H25 6 月	19 日（水）	9:00 ～ 17:00	はいに関する知識（3） 人力作業に関する知識（5） 機械荷役に関する知識（3） 関係法令（1） 修了試験	学科	兵庫県 トラック 総合会館 （神戸市）
		20 日（木）	9:00 ～ 17:00			
第 2 回	11 月	27 日（水）	9:00 ～ 17:00	はいに関する知識（3） 人力作業に関する知識（5） 機械荷役に関する知識（3） 関係法令（1） 修了試験	学科	兵庫県 トラック 総合会館 （神戸市）
		28 日（木）	9:00 ～ 17:00			
第 3 回	H26 2 月	19 日（水）	9:00 ～ 17:00	はいに関する知識（3） 人力作業に関する知識（5） 機械荷役に関する知識（3） 関係法令（1） 修了試験	学科	兵庫県 トラック 総合会館 （神戸市）
		20 日（木）	9:00 ～ 17:00			

日程、開催地、定員等のほか、法で定められている講習科目の時間を満たした上で開始及び終了時間を繰り上げ又は繰り下げ等、変更する場合があります。





きれいな空気を大切に…

アイドリングストップ宣言

(社)兵庫県トラック協会

燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（平成 25 年 3 月末現在）

（単位：円／リットル）

元売名	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
新 日 本		111.95	114.93	121.26	119.80
出 光		110.93	116.30	117.81	118.00
J エ ナ ジ ー		109.20			
コ ス モ		110.40	111.53	117.21	121.00
昭 和 シ ェ ル		109.03			112.00
モ ー ビ ル		113.32		117.50	
エ ッ ソ		114.35	112.00		123.50
そ の 他		110.04	110.76	116.10	117.56
総 計		110.88	112.81	118.14	118.86
25	全国平均	109.98	調査なし	116.18	116.90
2	近畿平均	109.52		117.12	115.51

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円／リットル）

集計月	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
平成24年 4 月		111.12	112.22	119.45	117.59
平成24年 5 月		109.40	113.49	120.24	117.83
平成24年 6 月		104.07	108.91	116.37	112.34
平成24年 7 月		98.02	102.11	110.08	108.79
平成24年 8 月		94.92	98.58	105.67	102.51
平成24年 9 月		99.03	101.12	106.52	105.19
平成24年10月		101.70	103.83	111.74	111.96
平成24年11月		99.98	103.41	109.26	109.95
平成24年12月		99.90	102.43	108.13	108.31
平成25年 1 月		102.31	105.21	110.11	111.17
平成25年 2 月		105.37	106.93	113.72	115.12
平成25年 3 月		110.17	111.60	117.11	117.32
平成25年 4 月		110.88	112.81	118.14	118.86
年 間 平 均		103.60	106.36	112.81	112.07

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”

会 員 だ よ り

入 会 届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先
25.3.18	東部	一般	美里カーゴ(株)	美 里 和 也	〒664-0027 伊丹市池尻 6 丁目82-1 TEL 072-785-1421 パレ武庫川プルミエールⅢ414号 FAX 072-785-1421
3.22	北播	一般 利用	(株) F L I N E	藤 本 勇 一	〒675-2312 TEL 090-4037-9165 加西市北条町北条558番 5 FAX 0790-48-2170
3.25	明石	一般 利用	大友運送(株)	友 野 勇	〒651-2228 TEL 078-998-1051 神戸市西区見津が丘 3 -17- 3 FAX 078-998-1052
3.28	西宮	一般	(有)タカショウ	倉 本 昇	〒721-0961 TEL 0798-23-6688 広島県福山市明神町 1 -2 - 6 FAX 0849-28-3946
4.4	東部	一般 利用	(株)J-LEX 関西	上 松 敏 之	〒673-1114 TEL 0794-72-0494 三木市吉川町吉安877-31 FAX 0794-60-3790
4.8	東神戸	一般 利用	(株)トータルエクスプレス	木 村 智 彦	〒658-0023 TEL 078-414-6422 神戸市東灘区深江浜町76番地 FAX 078-414-6423
4.11	神戸中央	一般 利用	松川コンテナサービス(株)	藤 田 恵 子	〒650-0045 TEL 078-303-0207 神戸市中央区港島 4 - 1 FAX 078-303-0207
4.12	東部	一般 利用	佑和物流(同)	仲 本 佑 亮	〒661-0977 TEL 06-6498-9001 尼崎市久々知 2 丁目13番20号 FAX 06-6498-9002
4.12	西播	一般 利用	(株)D A I D O	永 井 大 介	〒679-4169 TEL 0791-63-2501 たつの市龍野町大道363-1 FAX 0791-63-2502
4.22	東部	霊柩	(株)阪神セレモニー	芝 泰 雄	〒660-0874 TEL 06-6411-0189 尼崎市西本町 8 丁目353番地 FAX 06-6413-1860

退 会 届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
25.4.3	明石	一般	(株) 大 西 興 業	大 西 千 秋
4.8	東神戸	一般	丸 回 企 業 (株)	堀 口 栄 樹
4.18	西播	一般	栗 岡 建 設	栗 岡 三 男

変 更 届

届出年月日	会員名簿 ページ数	変更事項	旧	新
25.3.9	177	相 続	林 田 運 送 中 口 唱 二	中 口 昌 明
4.1	45	代表者	氷上急行運輸倉庫(株) 北 野 繁 里	北 野 隆 行
4.1	30	住 所	(有)心 宣 西宮市樋ノ口町 2 丁目 2 -20-302	〒663-8104 西宮市天道町 2 -15

協会日誌

月日	行事名	場 所	月日	行事名	場 所
4・6	春の全国交通安全運動		5・14	引越部会分科委員会	全 ト 協
	春の交通安全フェア 2013	サンシャイン ワ		安全性評価事業認定申請説明会	兵 ト 協
8	近畿ブロック事務局連絡会議	奈良県 トミック会館		兵ト協 理事会	兵 ト 協
	KTS「正副会長会議」	「沙 山 華」 奈 良 市	15	ダンプ部会 総会	兵 ト 協
10	交通事故死ゼロを目指す日			KTS「正副会長会議」	神 戸 市 (未 定)
	自動車関係団体連絡会	自動車会館	16	安全性評価事業認定申請説明会	西 部 研 修 セ
11	全国専務理事業務連絡会議	全 ト 協	17	路線部会総会	有馬御苑
13	岡山県・兵庫県・大阪府青年組織合同交流会	「敦 煌」 大 阪 市	19	エコ・セーフティドライブコンテスト	クレフィール東 湖
18	三木会	兵 ト 協	23	グリーン経営講習会	難波御堂筋ホール HALL 8 F・B
19	兵青協 「役員会」	兵 ト 協		兵ト協 東播支部 総会	加 古 川 市 民 会 館
	下敷き贈呈式	明城小 学校 尼		兵ト協 東神戸支部 総会	ホ テ ル モンテ神戸
20	平成 25 年度北播支部通常総会	「ゆのくに天祥」 石 川 県		兵ト協 東部支部 総会	ホ テ ル ニューアルカイツ
22	監事監査	兵 ト 協	24	兵ト協 西播支部 総会	西 部 研 修 会 館 大 会 議 室
	適正化情報処理システムに係るシステム研修	東 京 都 ・フニクススクエア新橋		兵ト協 西宮支部 総会	ノ ボ テ ル 甲 子 園
	第 1 回兵庫県環境審議会大気環境部会	兵 庫 県 職 員 会 館	29	尼運協 総会	ホ テ ル ニューアルカイツ
23	適正化事業指導員全国研修「初級研修」	全 ト 協	30	兵庫県不正軽油対策協議会	
26	兵ト協 交付金運営委員会	兵 ト 協	31	兵ト協 決算総会	ANAクラウンプラザ ホ テ ル 神 戸
ー 5 月の予定ー			ー 6 月の予定ー		
5・2	技能講習講師感謝状贈呈式	兵 ト 協	6・4	運輸安全マネジメント研修会	兵 ト 協
8	全ト協 重量部会 常任委員会	全 ト 協	5	全ト協 重量部会 平成 25 年度通常総会	熊 本 ホテルキャッスル
	兵ト協 常任理事会・総務委員会合同会議	兵 ト 協		全ト協 理事会	全 ト 協
	自動車関係団体連絡会	自動車会館	7	陸運及び観光功労者表彰(経営者)	ホ テ ル プリムローズ大阪
10	交通事故防止研修会	兵 ト 協		平成 25 年度兵庫県防衛協会 理事会・総会・防衛懇話会	湊 川 神 社 桶 公 会 館
	兵ト協 神戸中央支部 総会	神 仙 閣	13	運輸安全マネジメント研修会	西 部 研 修 セ
	兵ト協 西神戸支部 総会	ホテルオークラ 神	18	三木会	兵 ト 協
11	明石支部総会	明石支部	19	第 1 回はい作業主任者技能講習	兵 ト 協
	兵ト協 丹有支部 総会	丹 波 の 森 公 苑	20	第 1 回はい作業主任者技能講習	兵 ト 協
	兵ト協 淡路支部 総会	海 月 館	21	自動車及び観光関係永年勤続者表彰(中間管理者)	ホ テ ル プリムローズ大阪
12	兵ト協 但馬支部 総会	佳 泉 郷 井 づ っ や	28	全ト協 通常総会	第 一 ホ テ ル 東 京